

VI 老人福祉施設

1 養護老人ホーム

原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所します。

- ◆対 象 者： ① 環境上の理由
 ア 健康状態
 入院加療を要する病態でない方。
 イ 環境の状況
 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる方。
 ② 経済的な理由
 高齢者及び高齢者の属する世帯の生計中心者が市町村民税の所得割を課されていない等経済的に困窮している方。
- ◆生活環境等： 居室、食事付
- ◆職員配置： 施設長、医師、生活相談員、支援員、看護職員、栄養士、事務員、調理員等
- ◆施設数： 市内4施設（⇒118ページ）
- ◆費用： 札幌市養護老人ホーム費用徴収額表（⇒151～153ページ）を参照
- ※要綱等： 札幌市老人ホーム入所措置等要綱
- ※令和7年度予算： 846,685千円
- ※照会先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒158～159ページ）

2 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）

60歳以上で、身体機能の低下等により居宅において自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が入所します。

- ◆対 象 者： 次の要件をすべて満たす方
- ① 原則として、住民基本台帳法に基づく届出を本市にし、その届出のときから引き続き1年以上本市に居住していること。
 - ② 60歳以上であること。ただし、配偶者等と共に利用する場合は、その一方が60歳以上であること。
 - ③ 身寄りがいないこと又は家庭の事情により家族と同居できないこと。
 - ④ 年収が次に掲げる金額に該当すること。

A 型	国が定める基準額を超え、その2倍に相当する額以下の金額 ：年収 4,084,320円以下
B 型	公営住宅法施行令の規定により算定する収入の額以下の金額 例）65歳以上で、年金収入のみにより生計を維持している方 ：年収 2,448,000円以下
ケアハウス	収入制限なし

- ⑤ 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められること。
- ⑥ （B型のみ）自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められないこと。

- ◆生活環境等：
- A 型： 居室（個室で6.6㎡以上）、食事付き
- B 型： 居室（個室で16.5㎡以上、調理設備・洗面所）、原則自炊
- ケアハウス： 居室（個室で21.6㎡以上、洗面所・便所・収納スペース・簡易な調理設備）、食事付き

◆職員配置：

A 型： 施設長、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、事務員、調理員等

B 型： 施設長、生活相談員、介護職員

ケアハウス： 施設長、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員等

◆施設数： A型－6施設、B型－2施設、ケアハウス－17施設（⇒118～120ページ）

◆費用： A型、B型、ケアハウスの種別と施設の規模により異なる。（⇒153～157ページ）

◆利用の申込み： 直接各軽費老人ホームに申し込む。

◆利用契約： 利用者と軽費老人ホームとの契約

※令和7年度予算： 970,638千円（A型、B型及びケアハウス：本市単独事業）

※照会先： 高齢保健福祉部介護保険課（TEL211-2972）、各軽費老人ホーム

3 生活支援ハウス

原則として60歳以上で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある方が入所します。

◆対象者： 原則として60歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方。収入制限なし。

◆生活環境等： 居室（個室18㎡以上、洗面所、便所、収納スペース、調理設備等）、原則自炊

◆職員配置： 生活援助員

◆施設数： 4施設・定員各20人（⇒120ページ）

◆費用： 収入に応じて月額0～5万円（ほかに光熱水費等）

※令和7年度予算： 57,574千円

※令和6年度実績： 70名（月平均入所人数）

※照会先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒158～159ページ）

4 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供します。

◆対象者： 本市に居住する60歳以上の方

◆実施事業： 各種相談、機能回復訓練、介護予防運動、娯楽、教養講座等

◆利用時間： 午前9時～午後5時

◆休館日： 祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

◆利用料： 無料（原材料費については実費負担あり）。
ただし浴室の利用には250円/回が必要。

◆施設数： 市内10施設

※要綱等： 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例、同条例施行規則

※令和7年度予算： 478,241千円

※令和6年度実績： 293,840人（利用人数）

※照会先： 各老人福祉センター（⇒120ページ）

5 老人休養ホーム（札幌市保養センター駒岡）

休養地において、高齢者等に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供します。

◆利 用 者： 本市に居住する60歳以上の方、身体障がい者、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦等とこれらの付添人。

◆利 用 の 方 法： 直接施設へ申し込む。

◆施 設 数： 市内1施設（札幌市保養センター駒岡）

◆利 用 時 間：

宿 泊： 午後1時～翌日午前10時

日帰り： 午前10時～午後4時（ロビー休憩は午後8時まで）

屋外パークゴルフ場： 午前9時～午後5時

◆休 館 日：年中無休。ただし、機械設備点検等により臨時休館をする場合あり。

◆利 用 料：

① 宿泊

区 分		宿泊料	暖房料 (11～4月)
高齢者、身体障がい者、 母子家庭の母子、父子家庭の 父子、寡婦等		3,300円 ※令和8年1月1日より3,700円	260円
介 添 者 等	成人(中学生以上)	3,900円 ※令和8年1月1日より4,300円	320円
	小学生	3,200円 ※令和8年1月1日より3,600円	320円
	幼児	無 料	無 料

② 休憩

区 分		利用料金		
		施設利用 (入浴及びその他)	入浴のみ	部屋利用（貸切）
利用時間		10：00～16：00	10：00～20：00	10：00～16：00
高齢者、身体障がい者、 母子家庭の母子、父子家庭の 父子、寡婦等		630円 ※令和8年1月1日 より700円	380円	2,100円 ※令和8年1月1日 より2,300円 (3時間以内の 場合1,050円 ※令和8年1月1日 より1,200円)
介 添 者 等	成人（中学生以上）	950円 ※令和8年1月1日 より1,100円	490円	
	小学生	630円 ※令和8年1月1日 より700円	200円	
	幼児	無 料	無 料	
団体2時間休憩		320円 ※令和8年1月1日より350円		1,050円 ※令和8年1月1日 より1,200円

※団体2時間休憩とは、20名以上かつ2時間以内の利用団体を対象とします。

③ パークゴルフ場

利用者区分		利用料金
1人1回の料金	高齢者、身体障がい者、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦等	150円 ※令和8年1月1日より170円
	成人（中学生以上）	200円 ※令和8年1月1日より220円
	小学生	100円 ※令和8年1月1日より110円
	幼児	無 料

④ 回数券

区分	回数券の種類	金額
休憩・パークゴルフ共通回数券	100円券25枚、50円券12枚、10円券20枚つづり	3,000円
	100円券45枚、50円券12枚、10円券40枚つづり	5,000円

※要 綱 等： 札幌市老人休養ホーム条例、同条例施行規則

※令和7年度予算： 129,657千円

※令和6年度実績： 92,179人（利用人数）

※照 会 先： 老人休養ホーム（札幌市保養センター駒岡）（⇒121ページ）

6 おとしより憩の家

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供します。

◆対 象 者： 原則として60歳以上の方

◆施 設 数： 市内56施設

◆利 用 料： 無料

※要 綱 等： 札幌市おとしより憩の家運営費補助要綱

※令和7年度予算： 21,000千円（本市単独事業）

※令和6年度実績： 74,438人（利用人数）

※照 会 先： 高齢保健福祉部高齢福祉課（TEL211-2976）
各おとしより憩の家（⇒121～123ページ）

7 有料老人ホーム

食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした高齢者向け居住施設です。
入所手続き利用等の詳細は、直接各有料老人ホームにお問い合わせ下さい。

◆施 設 数： 市内428施設（⇒123～147ページ）